

臨時災害放送局の開設支援

臨時災害放送局とは、暴風、豪雨、洪水、地震、大規模な火事その他による災害が発生した場合に、その被害を軽減するために役立つことを目的とし、地方公共団体等が臨時かつ一時的に開設することのできるFMラジオ放送局です。

各総合通信局等が無償で貸与できる臨時災害放送局機材一式を所有しているほか、事前に購入して配備しておくことも可能です。

主な開設条件

- ・放送対象地域：災害対策に必要な地域の範囲内であること。
- ・放送番組：被災者への支援及び救援活動等の必要範囲内のものであること。

免許手続き

非常災害時において迅速な免許処理を図るために、無線局の開設を行う必要がある場合において、緊急やむを得ないと認められるものについては、申請者から電話等迅速な方法による「臨機の措置」による免許を行います。

【災害発生後】

- ・臨時災害放送局開設の決定（意思決定）⇒免許申請（口頭）後日、速やかに申請書等を提出
- ・貸与設備の受け渡し ⇒ 現地に設置・運用

【事前準備】

- ・機器の調達方法、設置場所、カバーエリアの事前検討
- ・無線従事者の準備（第2級陸上無線技術士以上の資格者）

運用事例（厚真町）

- ・北海道胆振東部地震発生（平成30年9月6日）から令和2年12月29日まで、延べ832日間の放送を実施しました。
- ・1日に2～3回、厚真町役場からのお知らせ、イベント情報、天気情報等の生活情報、地域住民からのメッセージなど、地域のきめ細やかな情報を被災地住民向けに放送し、被害の軽減や被災者の生活支援に貢献しました。

【当局所有の臨時災害放送局機材】

